

○東京都副知事の担任事項

令和六年四月一日

告示第五二一号

[東京都副知事の担任事項](#)を次のとおり定めた。

なお、令和五年東京都告示第八百十二号(東京都副知事の担任事項)は、令和六年三月三十一日をもって廃止した。

副知事	担任事項
潮田 勉	一 次の局等に関する事 財務局、主税局、生活文化スポーツ局、産業労働局、東京消防庁 二 次の行政委員会等との連絡に関する事 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会
宮坂 学	一 次の局に関する事 デジタルサービス局
	一 次の局等に関する事 政策企画局、子供政策連携室、スタートアップ・国際金融都市戦略室、都市整備局、建設局、港湾局、会計管理局、住宅政策本部 二 次の行政委員会との連絡に関する事 収用委員会
	一 次の局等に関する事 総務局、環境局、福祉局、保健医療局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場 二 次の行政委員会との連絡に関する事 人事委員会